

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する

件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
(連結の範囲) 第三条 「略」 2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第五十四条第四項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 3 「略」 (マーケット・リスク相当額不算入の特例) 第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。 一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有し	(連結の範囲) 第三条 「同上」 2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 3 「同上」 (マーケット・リスク相当額不算入の特例) 第四条 「同上」 一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的と

ている資産及び第二百四十八条の三の三第一項、第二百四十八条の三の四又は第二百四十八条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

「二五 略」

（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー）

第五十四条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、国際統一基準行については総自己資本の額（第二条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に、国内基準行については自己資本の額（第十四条の算式における自己資本の額をいう。）にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができ。

一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号に

して保有している資産及び第二百四十八条の三の三第一項、第二百四十八条の三の四又は第二百四十八条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

「二五 同上」

（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー）

第五十四条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。

二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。

イ 規則第三十四条の十六第十項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ロ 規則第三十四条の十六第十項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十一項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ 規則第三十四条の十六第十項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

又は規則第三十四条の二十三の二第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第百五十六条の二の三及び

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第百五十六条の二の三及び

第五十六條の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百四十四条 第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式

第五十六條の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百四十四条 第五十四条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式

備考 表中の「」の記載は注記である。	等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） 第五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三百十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第四百四十四条において準用する第五十四条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。
	等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） 第五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三百十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。